

授業料に係る必要な手続きについて(事前お知らせ)

7月は、授業料（＝高等学校等就学支援金）の申請等更新手続きを行う期間です。

手続きが必要な方のみへ7月以降に書類をお送りします。

現在（6月分まで）、

●就学支援金を受給されている方

マイナンバーを既に提出している場合は、手続きは原則不要です。

7月にご家庭の所得情報が更新されますので、これに基づいて改めて受給資格の確認を県が行い、9月末に決定通知をお送りします。

継続を希望せず辞退する場合は事務室へご相談ください。

マイナンバー未提出者については、手続きが必要です。手続きに必要な書類と説明資料は、7月以降にご自宅へ郵送予定です。

●就学支援金を受給されていない方（＝授業料納付者）

- ・今回、申請する方
オンライン申請 + 所定の用紙に「マイナンバー関係書類★」を貼って事務室へ提出
- ・今回、辞退する方
所定の用紙の「申請しません（辞退します）」にチェックし、事務室へ提出
（マイナンバー関係書類は不要です。）

手続きに必要な書類と説明資料は、7月以降にご自宅へ郵送予定です。

「マイナンバー関係書類★」は…

マイナンバーが確認できる、以下のア、イのいずれかの書類になります。

ア マイナンバーカードの写し

…交付申請を行った人のみに交付されます。

イ マイナンバー入りの住民票または住民票記載事項証明書

…各市町窓口にて取得できます。申請には手数料がかかります。

※マイナンバー通知カードは原則使用できませんが、記載事項（氏名・住所等）に変更がない場合や、令和2年5月25日以前に変更手続きが完了している場合に限り、写しを添付できます。

上記のほか、収入の修正申告や税額の更正決定による課税情報の変更や、離婚・死別・再婚、養子縁組等による保護者等の変更があった場合は、年間を通して随時学校へ連絡してください。

<問い合わせ先> 小松明峰高校事務室 電話 0761-21-8545

裏面もあります→